

再商品化義務量の算定に係る量、比率等について

<趣旨>

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)に基づき、特定事業者(特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者)は、毎年度、主務省令で定める方法により算定される再商品化義務量の再商品化をすることが義務付けられている。

特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等(以下「量、比率等」という。)は、法第11条から第13条までの規定に基づき、主務大臣が定めることとされている。

法第44条に基づき、主務大臣は、量、比率等を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、関係事業者その他の利害関係者の意見を聴くものとされていることから、翌年度に適用する量、比率等(案)について、本WGにお示しするものである。

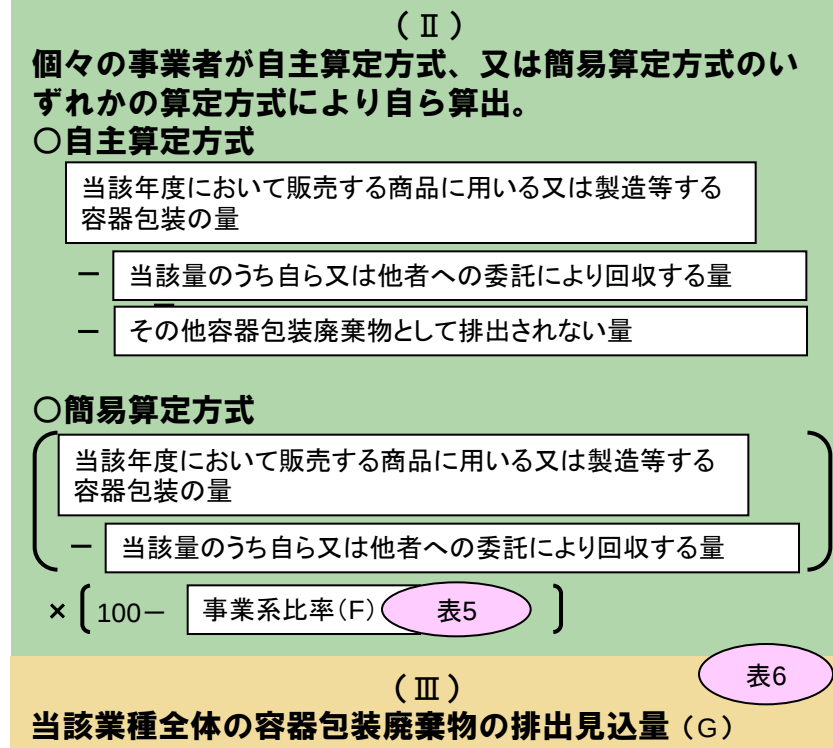
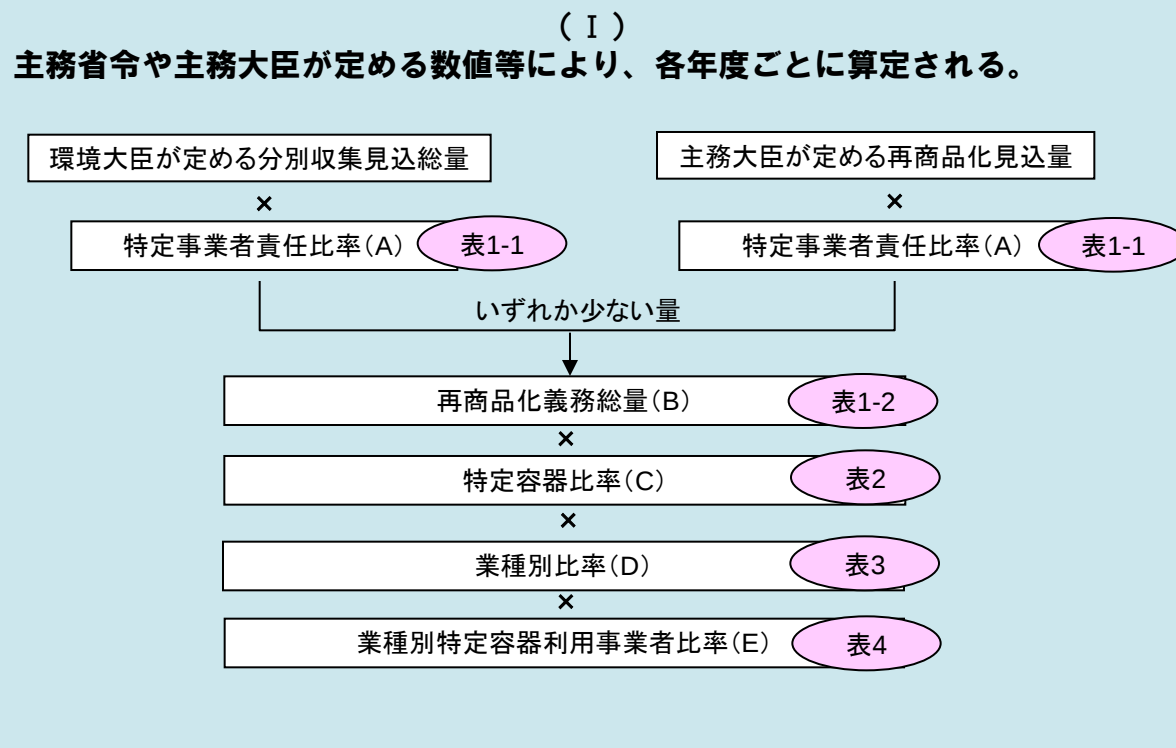
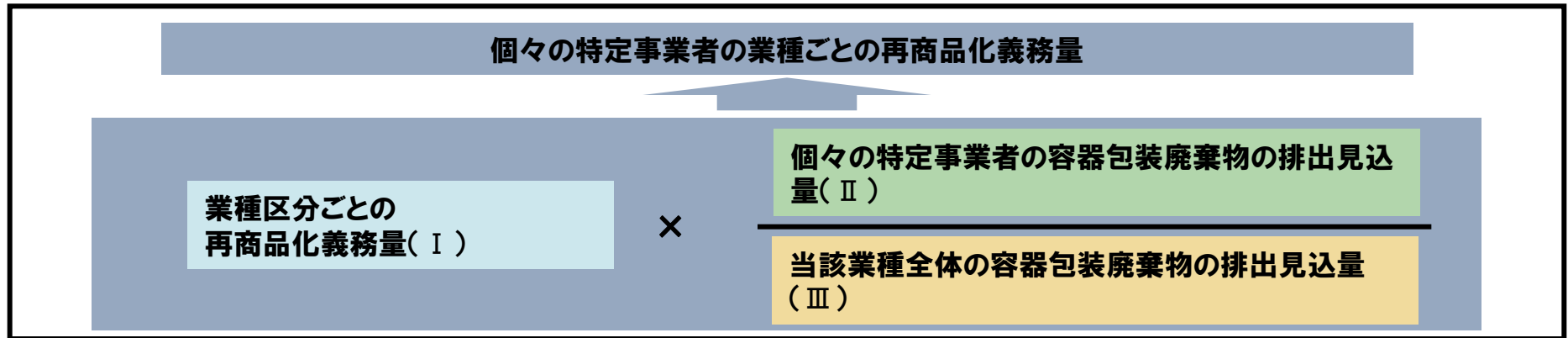
<本WGにお示しする量、比率等>

A 特定事業者責任比率(法第11条第3項)	表1-1
B 再商品化義務総量(法第11条第3項)	表1-2
C 特定容器比率(法第11条第2項第1号)	表2
D 業種別比率(法第11条第2項第2号イ)	表3
E 業種別特定容器利用事業者比率(法第11条第2項第2号ロ)	表4
F 事業系比率(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第10条及び特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令第2条)	表5
G { 業種別特定容器利用事業者総排出見込量(法第11条第2項第2号二) 業種別特定容器製造等事業者総排出見込量(法第12条第2項第2号二) 特定包装利用事業者総排出見込量(法第13条第2項第3号)	{ 表6

※表の番号は資料中のもの。

なお、上記の具体的数値は、容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて算定。

再商品化義務量の算定に係る量、比率について



(注)資料中の表番号

再商品化義務量の算定に係る量、比率等（案）

1. 特定事業者責任比率（A）

＜特定事業者責任比率の算定の考え方＞

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定事業者責任比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3.（1）①～⑤参照）

＜ 表 1－1 特定事業者責任比率 ＞

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率 （A）	小規模事業者 分の比率	前年度	
			特定事業者責任比率	小規模事業者 分の比率
ガラスびん（無色）	94%	6%	(94%)	(6%)
ガラスびん（茶色）	89%	11%	(88%)	(12%)
ガラスびん（その他の色）	91%	9%	(92%)	(8%)
PETボトル	100%	0%	(100%)	(0%)
紙製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)
プラスチック製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)

2. 再商品化義務総量（B）

＜再商品化義務総量の算定の考え方＞

品目毎に再商品化見込量と分別収集計画量の少ない方を基礎として、特定事業者責任比率を乗じて算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑥参照）

＜ 表 1－2 再商品化義務総量 ＞

特定分別基準適合物	R8年度の 分別収集 見込総量 (7①)	うち R8年度の 独自処理 予定量	R8年度の 分別収集 見込総量 から R8年度の 市町村独自 処理予定量 を控除した 量 (7②)*	R8年度の 再商品化 見込量 (イ)	(7②)*、(イ) のうちいづれ か少ない量 を基礎とし て算出した 量	特定事業者 責任比率 (A)	R8年度の 再商品化 義務総量 (B)
	千トン	千トン	千トン	千トン	千トン	%	トン
ガラスびん（無色）	231	133	98	144	98	94	92,120
ガラスびん（茶色）	190	89	101	153	101	89	89,890
ガラスびん（その他の色）	167	44	123	185	123	91	111,930
P E T ボトル	352	168	184	813	184	100	184,000
紙製容器包装	124	96	28	365	28	99	27,720
プラスチック製容器包装	755	45	710	1,397	710	99	702,900

(*)：R6年度より、業種区分によらず、分別収集見込総量より、環境省が公表した市町村独自処理予定量を差し引いた値と、再商品化見込量のいずれか少ない量を用いることに変更。

3. 特定容器比率（C）

＜算定の考え方＞

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定容器比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑦参照）

なお、ガラス製容器及びP E T ボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

＜ 表 2 特定容器比率 ＞

特定分別基準適合物	特定容器比率（C）	前年度
紙製容器包装	88.44%	(87.70%)
プラスチック製容器包装	93.51%	(92.99%)

4. 業種別比率（D）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑧参照）

< 表 3 >

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器			PETボトル
	無色	茶色	その他	
1. 食料品製造業	46.26 (47.00)	3.28 (3.77)	6.00 (6.47)	4.29 (4.05)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	18.94 (17.41)	51.52 (52.11)	15.03 (13.95)	93.71 (93.98) ※
3. 酒類製造業	30.84 (32.32)	18.36 (18.39)	78.20 (78.65)	2.00 (1.97)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1.62 (1.34)	25.18 (24.15)	0.03 (0.08)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2.03 (1.58)	0.64 (0.71)	0.61 (0.80)	
7. 小売業				
8. その他の事業	0.31 (0.35)	1.02 (0.87)	0.13 (0.05)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

※＝清涼飲料製造業

上段：令和8年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和7年度の適用数値

< 表 3 >

(単位：％)

業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1. 食料品製造業	42.14 (40.72)	52.61 (52.55)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	7.16 (6.75)	6.78 (6.14)
3. 酒類製造業	1.54 (1.69)	0.16 (0.20)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	0.94 (1.10)	5.86 (6.87)
5. 医薬品製造業	2.41 (2.16)	2.09 (1.92)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	1.83 (1.82)	5.07 (4.31)
7. 小売業	12.98 (12.55)	12.46 (14.37)
8. その他の事業	31.00 (33.21)	14.97 (13.64)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：令和8年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和7年度の適用数値

5. 業種別特定容器利用事業者比率（E）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別特定容器利用事業者比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑨参照）

< 表 4 >

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器						P E T ボトル	
	無色		茶色		その他			
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	95.64 (94.35)	4.36 (5.65)	98.21 (98.69)	1.79 (1.31)	94.80 (94.38)	5.20 (5.62)	93.03 (93.07)	6.97 (6.93)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	86.53 (86.25)	13.47 (13.75)	89.62 (90.92)	10.38 (9.08)	86.81 (86.04)	13.19 (13.96)	84.55 ※	15.45 ※
3. 酒類製造業	91.29 (91.34)	8.71 (8.66)	95.04 (94.97)	4.96 (5.03)	94.37 (93.34)	5.63 (6.66)	95.44 (94.97)	4.56 (5.03)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	98.88 (99.22)	1.12 (0.78)	94.89 (95.45)	5.11 (4.55)	97.57 (97.31)	2.43 (2.69)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	96.22 (97.45)	3.78 (2.55)	96.85 (96.52)	3.15 (3.48)	96.04 (94.52)	3.96 (5.48)		
7. 小売業								
8. その他の事業	98.06 (97.74)	1.94 (2.26)	100.00 (100.00)	0.00 (0.00)	96.03 (93.70)	3.97 (6.30)		

※＝清涼飲料製造業

上段：令和8年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和7年度の適用数値

< 表 4 >

(単位：％)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	96.28 (96.81)	3.72 (3.19)	94.76 (94.84)	5.24 (5.16)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	91.87 (91.27)	8.13 (8.73)	94.20 (94.44)	5.80 (5.56)
3. 酒類製造業	94.37 (94.17)	5.63 (5.83)	98.02 (97.79)	1.98 (2.21)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95.81 (95.36)	4.19 (4.64)	91.75 (91.42)	8.25 (8.58)
5. 医薬品製造業	99.26 (99.21)	0.74 (0.79)	98.25 (98.16)	1.75 (1.84)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.29 (98.12)	1.71 (1.88)	92.92 (93.63)	7.08 (6.37)
7. 小売業	99.18 (99.17)	0.82 (0.83)	98.50 (98.90)	1.50 (1.10)
8. その他の事業	99.15 (99.20)	0.85 (0.80)	98.29 (98.02)	1.71 (1.98)

上段：令和8年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和7年度の適用数値

6. 事業系比率（F）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて事業系比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3.(2)②参照）

< 表 5 >

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他			
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	5 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	10 (5)	5 (5)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	10 (10)	0 (0)	20 (10)	0 (0)	15 (10)	0 (0)	5 (10) ※	5 (0) ※
3. 酒類製造業	30 (30)	5 (5)	25 (30)	0 (0)	30 (35)	15 (15)	15 (15)	0 (0)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	35 (40)	25 (25)	20 (25)	0 (0)	15 (10)	10 (0)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5 (5)	0 (5)	5 (5)	0 (0)	5 (5)	0 (0)		
7. 小売業								
8. その他の事業	25 (20)	0 (15)	30 (30)	0 (0)	10 (10)	0 (0)		

※＝清涼飲料製造業

上段：令和8年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和7年度の適用数値

< 表 5 >

(単位：％)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	15 (15)	20 (20)	15 (15)	10 (10)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	10 (10)	5 (0)	10 (10)	0 (0)
3. 酒類製造業	25 (30)	5 (5)	25 (25)	0 (0)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	25 (20)	0 (0)	10 (10)	0 (0)
5. 医薬品製造業	40 (40)	5 (15)	50 (55)	25 (25)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5 (5)	5 (5)	15 (15)	0 (0)
7. 小売業	40 (35)	40 (30)	20 (15)	5 (10)
8. その他の事業	20 (15)	25 (30)	30 (30)	45 (40)

包装（各業種共通）	30 (30)		35 (35)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：令和8年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和7年度の適用数値

7. 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量（G）

< 算定の考え方 >

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同排出見込量と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (2)①参照）

< 表 6 >

（単位：トン）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利 用	製造等
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等		
1. 食料品製造業	132,267 (143,245)	143,316 (151,479)	7,823 (8,907)	9,672 (11,592)	6,462 (7,057)	7,182 (8,009)	30,307 (28,812)	33,523 (30,352)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	53,878 (52,752)	63,869 (61,701)	122,994 (123,283)	164,130 (155,384)	15,859 (14,901)	20,613 (20,002)	667,263 (677,550) ※	783,614 (788,642) ※
3. 酒類製造業	88,378 (98,789)	105,682 (118,052)	43,274 (42,976)	66,628 (65,166)	84,040 (85,615)	109,382 (112,599)	14,046 (13,960)	16,344 (16,067)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	4,634 (4,072)	5,580 (5,102)	60,240 (57,257)	68,270 (68,037)	38 (86)	53 (75)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5,804 (4,776)	6,336 (4,753)	1,530 (1,688)	1,963 (1,611)	675 (908)	687 (994)		
7. 小売業								
8. その他の事業	898 (1,101)	674 (664)	2,447 (2,061)	599 (296)	144 (49)	110 (205)		

※＝清涼飲料製造業

上段：令和8年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和7年度の適用数値

< 表 6 >

(単位：トン)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	225,424 (227,683)	236,815 (242,077)	523,894 (526,318)	544,804 (558,276)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	38,238 (37,746)	43,491 (44,977)	67,472 (61,472)	114,579 (95,208)
3. 酒類製造業	8,251 (9,462)	13,917 (17,001)	1,601 (2,044)	3,432 (3,966)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5,028 (6,157)	9,705 (10,343)	58,384 (68,855)	83,804 (85,299)
5. 医薬品製造業	12,844 (12,114)	24,453 (20,677)	20,789 (19,249)	42,354 (41,095)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	9,772 (10,174)	14,512 (12,624)	50,485 (43,182)	83,300 (70,396)
7. 小売業	69,465 (70,209)	65,940 (69,611)	124,113 (144,031)	152,164 (140,588)
8. その他の事業	165,875 (186,027)	144,633 (151,910)	149,004 (136,674)	142,700 (142,569)

包装（各業種共通）	87,973 (99,371)		99,299 (97,303)	
-----------	--------------------	--	--------------------	--

上段：令和8年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和7年度の適用数値